

安全に匿名化等がされた状態について

検討事項

- 医療等情報個別法は、生命、身体及び健康に関する機微性の高い「個人情報」を対象とし、安全に匿名化等がされた情報は対象外とすることを検討してはどうか。
- 個別法においては、(政令以下のレベルにおいて) 具体的に求められる匿名化等の措置の内容を定めることについて検討してはどうか。
- その際、具体的に求められる匿名化等の措置の内容については、
 - ・ 統計法ガイドライン
 - ・ 医学研究関係ガイドライン
 - ・ レセプト情報・特定健診等情報データベース事業
 - ・ 米国 HIPAA 法などにおける考え方を踏まえて、利活用時及び公表時等におけるルールについて、どのように定めるべきか検討してはどうか。

(1) 個人情報保護法における「個人情報」

- 個人情報保護法第2条においては、「個人情報」は、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」とされている。

(2) 匿名化等に関するルールの必要性

- 医療等の情報は、氏名等の個人を識別する情報を単純に取り除いたとしても、身体の特徴を表すことがよくあり、組み合わせによっては個人が特定できる可能性がある。可能性があれば、個人情報でないとは言いきれないため、公衆衛生や医学研究などでの活用に関して結果的に萎縮が生まれてしまい、これがいわゆる過剰反応と呼ばれている部分の一つの要素になっているとの指摘があった。
- この点、個人情報保護法では、個人情報がどういう状態であれば統計利用ができるのか、どうなったら安全に匿名化等がされた状態といえるのかに関しては特に規定は設けられていない。
- 医療等情報個別法では、医療等に関する情報の保護を図りつつ、利活用を推進するという観点から検討を行っており、医学研究等での活用が可能になるよう、安全に匿名化等がされた状態というものはどのようなものかということも検討する必要があるのではないか。

【参考】現行制度等における考え方

〔統計法ガイドラインにおける考え方〕

【統計法（平成 19 年法律第 53 号）】

（匿名データの作成）

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

（匿名データの提供）

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

【「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日、総務省作成）】

○ 匿名データを作成する統計調査の範囲

- ・ 提供機関は、その実施する統計調査の中から、匿名データ作成の適否、需要等を踏まえて、作成・提供する匿名データを決定する。

○ 匿名データの匿名化処理の方法

（1）匿名処理の考え方

- ・ 提供機関は、調査単位及び統計単位（個人、世帯及び事業所等）等が特定又は推定されないよう、各統計調査の特性に応じて、現在、諸外国等で導入されている次の匿名化処理の技法等を組み合わせて匿名化処理を行う。

－ 識別情報の削除

－ 匿名データの再ソート（配列順の並べ替え）

－ 識別情報のトップ（ボトム）・コーディング

－ 識別情報のグルーピング（リコーディング）

－ リサンプリング

－ スワッピング

－ 誤差の導入等

○ 匿名化の基準

- ・ 調査票情報の特性は統計調査ごとに異なることから、各統計調査について一律に匿名化の基準を設定することは困難である。
- ・ このため、提供機関は、匿名化する統計調査ごとにその特性を勘案し、一橋大学における匿名標本データの試行的提供の事例及び諸外国の統計機関における同様の提供の事例等を参考に匿名化の基準となる値、例えば、最小値が 2 件以下とならない等を定める。

○ 統計委員会への諮問

- ・ 行政機関が基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合、法第 35 条第 2 項に基づきあらかじめ統計委員会に諮問する必要がある。

〔医学研究関係ガイドラインにおける考え方〕

○ 匿名化

- ・ 個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き、代わりにその人と関わりのない符号又は番号を付すことをいう。試料等に付随する情報のうち、ある情報だけでは特定の人を識別できない情報であっても、各種の名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、その人を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は一部

を取り除いて、その人が識別できないようにすることをいう。

○ 連結可能匿名化

・ 必要な場合に個人を識別できるように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化をいう。

※ いわゆるコード化において、特定の人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法によるものは、連結可能匿名化に当たる。

○ 連結不可能匿名化

・ 個人を識別できないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化をいう。

※ いわゆる無名化において、特定の人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法によるものは、連結不可能匿名化に当たる。

- 研究関係ガイドラインでは、個人情報を連結不可能匿名化した情報及び連結可能匿名化した情報であって研究を行う機関において対応表を保有していない場合は、個人情報に該当しないものとして整理している。ただし、現行の個人情報保護法の解釈によると、連結可能匿名化された個人情報であって同一の法人内において対応表を有している場合は個人情報に該当すると整理されている。

[レセプト情報・特定健診等情報データベース事業における考え方]

○ 公表形式についての一応の基準

・ 最小集計単位の原則

① 米国における情報提供の例も踏まえ、原則として、公表される成果物において、患者等の数が 10 未満になる集計単位が含まれてはならない。

また、集計単位が市町村（政令指定都市の場合の行政区を含む。以下同じ。）の場合には、公表される成果物において、患者等の数が 100 未満になる集計単位が含まれてはならない。

② 医療機関や保険者等の個別機関については特定された場合、患者又は被保険者の識別可能性が高まると考えられるため、原則として、公表される成果物において、属性情報による集計によって、対象となる機関が 2 以下に特定されてはならない。

③ また、具体的な公表形式については、申出の際に明示した上で有識者会議での審査を経ることを原則とする。

[米国 HIPAA 法における考え方]

- 米国では、HIPAA Privacy ルールにおいて、匿名化（de-identification）といえるための条件を明らかにしている。具体的には、

(a) 統計学者から個人特定リスクが低いという専門的意見を書面でもらうこと（当該書面には、分析方法と分析結果の両方が含まれていなければならない）、又は、

(b) 名前、電子メールのアドレス、社会保障番号、医療記録番号、健康保険受給者番号、免許証番号など親族、雇用主又個人の家族の識別子（18 項目）の情報の除去すること

を求めている。これらによって匿名化された保健情報(de-identified health information)に関しては使用又は開示には制限はない。

- さらに、匿名化とは別に、個人の許諾を得ずに保護対象の保健情報を使用又は開示することが許可される「限定されたデータセット」について規定している。研究目的、公衆衛生、ヘルスケアオプションを目的とし、要件としては、名前、電子メールのアドレス、社会保障番号、医療記録番号、健康保険受給者番号、免許証番号など、個人、親類、雇用主又は個人の家族に関する直接的な識別子を取り除くことである（生年月日など上記 (b) で削除する項目の一部は残してよいこととされている）。